

## 航空機の安全運航に必要な客室乗務員の休憩時間

航空安全推進連絡会議（航空安全会議）に所属しているジェットスター・クルー・アソシエーション（JCA）のキャビンクルー（客室乗務員）支部が会社（ジェットスター）を提訴した「休憩裁判」の判決が4月22日に下され、JCA側の勝訴となりました。この裁判判決に至るまでの背景を、皆様にご紹介します。

### 長時間勤務と休憩不足による健康リスク

ジェットスター・ジャパンでは、深夜便を含む長時間勤務や4レグ（4便連続勤務）などが常態化しており、便間での休憩や食事が取れないケースが多く報告されてきました。これにより、キャビンクルーの体調不良や慢性疲労が深刻な問題となっていたことから、JCAはこれらの勤務形態が労働基準法第34条に定められた休憩時間の確保義務に違反している可能性があるとして指摘し、改善を求めてきました。

### 会社との協議の不調と裁判への発展

JCAは、会社との協議を通じて勤務形態の改善を試みましたが、会社側は「LCCビジネスモデル」と称したコスト削減を理由に実質的な改善策を示さず、2021年には「新契約」を一方向的に導入しました。これにより労働条件の不利益変更が強行され、団体交渉が打ち切られました。JCAはこの対応を不当とし、2021年7月に東京地裁に訴訟を提起しました。

### 裁判の進行状況と高い社会的関心

裁判所は、4レグ勤務の制限や機内清掃の外部委託などキャビンクルーの負担軽減策を提案しましたが、会社はコストを理由に実質的なゼロ回答を示し、和解協議は不成立となりました。この裁判は、日本で初めて「客室乗務員の休憩」に関する判決が下される重要な事案として社会的な関心を集める中、2025年4月22日に判決が下された休憩裁判の判決では、JCAの全面勝訴となりました。

（詳細はJCA HP参照：<https://jca-jjp.com/>。なお、会社側は控訴しています）

JCAが会社を提訴した「休憩時間」をめぐるこの課題は、客室乗務員が航空機内の保安業務を実施するうえで不可欠な内容であり、航空安全会議は適切な休憩時間の確保が航空安全に直結すると考えています。

日本の航空安全に特化して活動する航空安全会議は、この考えに基づいて今後もJCAをサポートしていきます。

以上